

**2024（令和6）年度
特定非営利活動法人アートNPOリンク 事業報告書**

特定非営利活動法人アートNPOリンク

1. 事業の成果

今年度はフォーラム事業、調査研究事業、コーディネート事業を展開した。

2. 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

ア. 芸術・文化およびそれに関連するフォーラム事業

NPO 法人 DANCE BOX、デザイン・クリエイティブセンター神戸との共同主催企画として《「態度」が歴史になる。》をテーマとした、全国アートNPOフォーラム 2025 in 神戸を、2025年2月22日に Art Theater dB KOBE で、23日にデザイン・クリエイティブセンター神戸 KIITO で開催した。非営利のアートに関心のある人たちに向けたネットワークの場づくりを行い、私たちが直面する問題に対して、どのような態度で向き合えばいいのか、参加者と話し合う機会となった。

1日目は「ふりかえる」をキーワードに、まちあるき「長田の「歌脈」をあるく」（キュレーション：横堀ふみ）、トーク「態度が歴史になるーフェスゲとその後を考える」（登壇：上田假奈代、甲斐賢治、横堀ふみ、大澤寅雄）、トーク「懇親会 & ポチポチゆいごん聞いてんか」（大谷燠、加藤種男、並河恵美子、甲斐賢治）のプログラムを実施した。

2日目は「アートNPOの態度を「分有」する」と題して、トーク「災間に生きる私たちの、個々の態度を分有するには」（登壇者：佐藤李青、小川智紀、田中真実、大泉愛子、八巻寿文）、「車座座談会」（ゲスト：中田一会、平良明子、根間安代／進行：久保田瑛、千田優太）を開催した。

阪神淡路大震災から30年、アートNPOリンク発足20年の節目にあたる年に、原点である神戸市で開催することができた。また、社会課題に向き合い非営利のアート活動を実践する世代が多層化し、また活動形態も多様化している、それぞれの世代の抱く思いの振り返りや交感の機会を持つことができた。

また「毎月第1木曜日朝7時半のミーティング」として、理事及び会員を対象に、任意参加でカジュアルな月1回の定例ミーティングを実施した（原則として、毎月第1木曜日の朝7時半から8時半）。各自の活動に関する情報交換や、アートNPOリンクの事業内容や進め方のブレインストーミング、各事業の進捗状況を共有できた。

日時：2024年4月1日から2025年3月31日まで／場所：オンライン／従事者人員：10人／受益対象者：【フォーラム】のべ96人【月1ミーティング】のべ95人／支出額：1,401,235円

イ. 芸術・文化およびそれに関連する国際交流事業 該当事業なし。

ウ. 芸術・文化およびそれに関連するワークショップ事業 該当事業なし。

エ. 芸術・文化およびそれに関連する情報収集・発信・調査研究事業

2018年度から7年目となる一般社団法人楽友協会おきなわによる「音楽体験を通じた不登校児童・生徒の社会的接点をつくる音楽プログラムの検証に関する調査」を行った。アートNPOによる芸術・文化事業や文化施設運営の成果の検証と評価に関わる調査研究にネットワークを広げ、アートNPOのエンパワーメントにつなげることができた。

日時：2024年4月1日から2025年3月31日まで／場所：オンライン、秋田市文化創造館／従事者人員：2人／受益対象者：一般の県民等／支出額：161,076円

オ. 芸術・文化およびそれに関連するコーディネート事業

厚生労働省「障害者芸術文化活動普及支援事業」連携事務局を前年度から引き続き、株式会社 precog と協働で担い、全国各地の福祉系・アート系団体とのネットワーク構築を行った。主に各都道府県の障害者芸術文化活動支援センター、広域支援センター、都道府県の事業担当者向けとなる全国連絡会議や、広域センターミーティングの運営などを行った。

今年度は、「清流の国ぎふ」文化祭2024（「第39回国民文化祭」および「第24回全国障害者芸術・文化祭」）が開催されている岐阜県で、全国連絡会議を開催し、長良川国際会議場を会場としたシンポジウム「障害者芸術文化活動を広げるネットワークづくりー岐阜県内の事例より」（登壇：二村 元子、近藤優紀、半田将仁／進行：大澤寅雄）もあわせて行った。

福祉領域で活動する団体とアート分野の団体、双方の架け橋となる立場で活動を行うことで、今後のアートNPOの社会的ポジションの確立に向けて前進することができた。

日時：2024年4月1日から2025年3月31日まで／場所：アートNPOリンク事務所等／従事者人員：3人／受益対象者：都府県44支援センターおよび7広域支援センター等／支出額：14,616,368円

カ. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4章の規定による労働保険事業組合としての業務 該当事業なし。

キ. その他、目的を達成するために必要な事業 該当事業なし。

(2)その他事業

なし。